

○広陵町放課後子ども育成教室条例施行規則

平成25年9月30日

規則第2号

改正 平成26年9月30日規則第2号

平成29年3月31日規則第16号

平成31年3月29日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、広陵町放課後子ども育成教室条例(平成20年3月広陵町条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、定員及び対象区域)

第2条 広陵町放課後子ども育成教室(以下「クラブ」という。)の名称、定員及び対象区域は、次のとおりとする。ただし、定員については、他の施設を併せて使用できる場合には、この限りでない。

名称	定員	対象区域
あすなろクラブ	100人	広陵西小学校区
あすなろ第二クラブ	60人	広陵西小学校区
かしのきクラブ	38人	広陵東小学校区
くすのきクラブ	91人	広陵北小学校区
ひまわりクラブ	74人	真美ヶ丘第一小学校区
もくせいクラブ	70人	真美ヶ丘第二小学校区
すぎのきクラブ	76人	真美ヶ丘第二小学校区

(平29規則16・平31規則17・一部改正)

(開設時間)

第3条 クラブの開設時間は、平日は放課後から午後6時30分まで、学校休業日は午前8時から午後6時30分までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平29規則16・一部改正)

(休業日)

第4条 クラブの休業日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は休業することができる。

(1) 日曜日

(2) 祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏期休業日 8月14日から8月16日まで

(4) 年末年始休業日 12月29日から翌年1月5日まで

(登録の申込み)

第5条 クラブに登録をさせようとする児童の保護者は、放課後子ども育成教室登録申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に必要な事項を記載し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の場合において申込書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(登録の認定・認定却下)

第6条 町長は、前条の申込みがあったときは、内容を審査し、登録の認定又は認定却下を決定し、放課後子ども育成教室登録認定・認定却下通知書(第2号様式)により保護者に通知するものとする。

(登録の制限等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を許可せず、又は登録を削除することができる。

(1) 定員に余裕がない場合

(2) 児童の心身に障がいがある等により、共同生活を営めない場合

(3) 条例第3条に規定する登録資格を喪失した場合

(4) その他管理運営上不相当と認めた場合

(届出の義務)

第8条 第6条の規定により登録の認定の通知を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 登録中の児童が伝染病にかかった場合

(2) 申込書に記入した事由(年齢を除く。)に変更があった場合

(3) 登録を削除しようとする場合

(4) その他特に必要と認める場合

(利用料の徴収期日)

第9条 条例第4条に規定する利用料の徴収期日は、その月の28日とし、その日が銀行の休日(銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日をいう。)に当たるときは、次の最初の銀行の休日でない日とする。

(平29規則16・一部改正)

(利用料の減免)

第10条 条例第5条の特別の事由があると認めるときは、次のとおりとする。

児童の属する世帯	減免月額
母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯であって、当該年度の市町村民税非課税世帯	2,000円
その他特に減免する必要があると認めた世帯	別に定める額

2 前項の規定による利用料の減免を受けようとする保護者は、放課後子ども育成教室利用料減免申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(平26規則2・一部改正)

(その他)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第2号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第16号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

放課後子ども育成教室登録申込書

年 月 日

広陵町長 殿

保護者 住所 広陵町
氏名
電話

印

放課後子ども育成教室への登録を希望しますので、下記のとおり申し込みます。

登録児童	ふりがな	性別	生年月日	健康状態		学校名
	氏名	男・女	・	障がい	有・無	小学校
		保護者との続柄		疾病	有・無	年

家庭の状況（登録児童の世帯員）

続柄	氏名	年齢	勤務先名	所在地	電話番号	勤務時間
						時 分～ 時 分
						時 分～ 時 分
						時 分～ 時 分
						時 分～ 時 分
						時 分～ 時 分
						時 分～ 時 分
登録希望日	年 月 日		利用希望時間	<input type="checkbox"/> 5時まで ・ <input type="checkbox"/> 5時30分まで <input type="checkbox"/> 6時まで ・ <input type="checkbox"/> 6時30分まで		
保護者が就労等により昼間留守家庭となる・ならない			自宅付近見取図			
登録希望理由						
生活保護の適用	有 ・ 無					
児童の保険者番号及び名称	()					
保険種別	協・組・共・国					
記号	番号					

※ 保護者が就労等により留守家庭となる場合は、就労証明書を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

広陵町長

認定
放課後子ども育成教室登録 通知書
認定却下

認定
放課後子ども育成教室の登録については、次のとおり しましたので通知します。
認定却下

児童氏名														
保護者氏名														
登録クラブ名														
登録期間														
学 校 年							性別		生年月日					
利用希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
利用料(円)														
備 考	(休業日) 日曜日、祝日、8月14日～8月16日、12月29日～翌年1月5日、 その他町長が認める日 (利用料) 出席日数にかかわらず定額を徴収します。 (届 出) 申込書に記入した事由（年齢を除く。）に変更があった場合 児童を登録削除させようとする場合 (責 務) 施設への登・降園中及び利用時間外における事故は、保護者の責任とします。 利用中に疾病・ケガ等の事故があったときは、応急の処置に努めます。													

【留意事項】

1. この通知書の内容に誤りがある場合、住所を変更された場合は、速やかにご連絡ください。
2. この通知書は大切に保管してください。

第3号様式(第10条関係)

放課後子ども育成教室利用料減免申請書

年 月 日

広陵町長 様

保護者 住 所
氏 名



年度放課後子ども育成教室利用料の減免を受けたいので、広陵町放課後子ども育成教室条例施行規則第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 登録児童名
- 2 クラブ名
- 3 減免を受けようとする理由

第1号様式(第5条関係)

(平29規則16・全改、平31規則17・一部改正)

第2号様式(第6条関係)

(平29規則16・全改)

第3号様式(第10条関係)